



埼玉県報

第 517 号
令和 6 年(2024 年)
5 月 24 日
金曜日

目次

規則

- 住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則（情報システム戦略課）
- 埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（森づくり課）
- 埼玉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則（建築安全課）

告示

- コミュニケーション基盤導入に係る県庁 LAN 改修業務委託に関する契約の相手方等の公示（情報システム戦略課）
- 税務システム機能保守等業務委託に関する契約の相手方等の公示（税務課）
- 税務システム改修業務委託（税制改正対応）に関する契約の相手方等の公示（税務課）
- 令和 6 年度埼玉県製菓衛生師試験の実施（保健医療政策課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 葛西用水路土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 総合指揮支援システム機器等の賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定の取消し（川越建築安全センター）
- 埼玉県収用委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示（収用委員会事務局）

正誤

- 埼玉県人事委員会規則 12-143 中訂正（任用審査課）

規則

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年五月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第五十二号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成十四年埼玉県規則第九十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第三十条の三十二第一項」の下に「（法第三十条の四十四の十三において読み替えて準用する場合を含む。）」を、「係る本人確認情報」の下に「（法第三十条の四十四の十三において読み替えて準用する場合にあつては、附票本人確認情報。次項において同じ。）」を加え、「本人確認情報開示請求書」を「本人確認情報（附票本人確認情報）開示請求書」に改める。

第二条第二項中「第三十条の三十二第二項」の下に「（法第三十条の四十四の十三において準用する場合を含む。）」を、「本人確認情報」の下に「（法第三十条の四十四の十三において準用する場合にあつては、附票本人確認情報。第四条第一項において同じ。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第三十条の四十四の十三において準用する法第三十条の三十二第二項本文の規定による附票本人確認情報の開示は、様式第二号の二の附票本人確認情報確認書を交付して行うものとする。

第三条中「第三十条の三十三第二項」の下に「（法第三十条の四十四の十三において準用する場合を含む。）」を加え、「本人確認情報開示期限延長通知書」を「本人確認情報（附票本人確認情報）開示期限延長通知書」に改める。

第四条第一項中「第三十条の三十五」の下に「（法第三十条の四十四の十三において準用する場合を含む。次条において同じ。）」を加え、「本人確認情報訂正等申出書」を「本人確認情報（附票本人確認情報）訂正等申出書」に改め、同条第二項中「本人確認情報」の下に「又は当該附票本人確認情報」を加える。

様式第一号中「本人確認情報開示請求書」を「本人確認情報（附票本人確認情報）

開示請求書」及び「第30条の32第1項」

を「第30条の32第1項」及び「第30条の44の13において読

み替えて準用する同法第30条の32第1項」及び「本人確認情報の」及び「本人確認情報」

認借報
入確認借報」の
に改める。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号（第2条関係）

本人確認情報確認書

あなたの本人確認情報は、以下のように記録されています。

最新

住民票コード		個人番号		生年月日		性別	
氏名							
旧氏							
住所							
区分・事由							
上記事由に対応する年月日							

住民票コード		個人番号		生年月日		性別	
氏名							
旧氏							
住所							
区分・事由							
上記事由に対応する年月日							

住民票コード		個人番号		生年月日		性別	
氏名							
旧氏							
住所							
区分・事由							
上記事由に対応する年月日							

※個人番号は、平成27年10月4日以前は設定されていません。

※旧氏の記載がない日本人住民の方及び外国人住民の方の場合は、旧氏欄が空白となります。

年 月 日

埼玉県知事

様式第二号の次に次の一様式を加える。

様式第2号の2（第2条関係）

附票本人確認情報確認書

あなたの附票本人確認情報は、以下のように記録されています。

最新

住民票コード		生年月日		性別	
氏名					
住所					
異動年月日					

住民票コード		生年月日		性別	
氏名					
住所					
異動年月日					

住民票コード		生年月日		性別	
氏名					
住所					
異動年月日					

年 月 日

埼玉県知事

樂々様田中「本人確認情報開示期限延長通知書」や「本人確認情報（附票本人確認情報）開示期限延長通知書」は「本人確認情報に」や「本人確認情報に」

は「第30条の33第2項」や「第30条の33第2項」
第30条の44の13において準用する同法第

30条の33第2項」は。

樂々様田中「本人確認情報訂正等申出書」や「本人確認情報（附票本人確認情報）訂正等申出書」は「第30条の35」や「第30条の35」
第30条の44の13において準

用する同法第30条の35」は「本人確認情報」や「本人確認情報
の」
附票本人確認情報」は。

樂々様田中「本人確認情報」や「本人確認情報
附票本人確認情報」は「第30条の35」

は「第30条の35」
第30条の44の13において準用する同法第30条の35」は。

附 則

この規則は、令和六年五月二十七日から施行する。

規 則

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年五月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第五十三号

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和五十二年埼玉県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年五月二十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第五十四号

埼玉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県宅地建物取引業法施行細則（平成十五年埼玉県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「若しくは宅地建物取引士」を削り、同条第三項中「会社の決算期等を確認できる定款の写し」を「事務所の平面図」に改める。

第十八条第四項後段を削る。

附 則

この規則は、令和六年五月二十五日から施行する。

告 示

埼玉県告示第六百九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年五月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

コミュニケーション基盤導入に係る県庁LAN改修業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム戦略課業務効率化推進担当 埼玉県さいたま市
浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和6年4月17日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

ネットワンシステムズ株式会社 東京都千代田区丸の内2丁目7番2号JPタ
ワー

5 契約金額

148,382,300円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1
項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第六百十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年五月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
税務システム機能保守等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部税務課税務 DX 推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和 6 年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝 5 丁目 7 番 1 号
- 5 契約金額
56,806,200 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号に該当

告 示

埼玉県告示第六百一十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年五月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
税務システム改修業務委託（税制改正対応） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部税務課税務DX推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年4月8日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号
- 5 契約金額
69,275,250円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告示

埼玉県告示第六百十二号

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第一百五号。以下「法」という。）第四条第一項の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり行う。

令和六年五月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 試験の期日及び場所

試験期日	試験場所
令和六年八月二十八日（水）	さいたま共済会館（埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目五番十四号）

二 試験科目

- イ 衛生法規
- ロ 公衆衛生学
- ハ 食品学
- ニ 食品衛生学
- ホ 栄養学
- ヘ 製菓理論及び実技

三 受験資格

法第五条各号に掲げる者又は法附則第二項若しくは第三項に規定する者

四 受験手続

イ 受付方法

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要な事項を入力するとともに、受験案内で指定する提出書類の電磁的記録を添付すること。なお、電子申請・届出サービスのページ及び受験案内については、別途埼玉県保健医療政策課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/eiseishiken/seikashiken/h30/goannai.html>）に掲載する。

ロ 受付期間

令和六年六月十七日（月）午前八時三十分から六月二十八日（金）午後十一時五十分まで

五 試験手数料

九千六百円を受験案内で指定する方法により納付すること。

六 合格発表

令和六年十月二日（水）午前九時三十分から十一月一日（金）午後五時まで埼玉

玉県保健医療政策課ホームページ (<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/eis-eishiken/seikashiken/h30/goannai.html>) に掲載する。

七 その他

身体に障がいがある等の理由で埼玉県電子申請・届出サービスの利用等が困難である場合には、埼玉県製菓衛生師試験センター（〇四八―九一二―〇七〇三）までお問い合わせください。

告 示

埼玉県告示第六百十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和六年五月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホーム鴻巣店

埼玉県鴻巣市大字箕田千七百七十一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 埼玉県生活環境保全条例第四十一条に規定されたアイドリングストップの周知義務に関し、看板の掲出等の対策を講じてください。

(2) 建築基準法関係法令・埼玉県屋外広告物条例・埼玉県景観条例を遵守してください。

(3) 市道、水路の工事等を行う場合は、法令の規定を順守し、協議及び申請をしてください。

(4) 地域内の通学時間帯においては、児童生徒の安全を最優先に考慮し、大型車両の運搬等は極力控えてください。

二 縦覧期間

令和六年五月二十四日から令和六年六月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

告示

埼玉県告示第六百十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年五月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称） コメリハード&グリーン秩父永田店

埼玉県秩父市永田町十一―二十七

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前） 二千八百平方メートル

（変更後） 二千六百十二平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前） 駐車場① 位置 図面省略 収容台数 九十五台

駐車場② 位置 図面省略 収容台数 百台

（変更後） 駐車場① 位置 図面省略 収容台数 三十台

駐車場② 位置 図面省略 収容台数 八十四台

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前） 午前八時から午後八時まで

（変更後） 午前七時から午後八時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前七時三十分から午後八時三十分まで

（変更後） 午前六時三十分から午後八時三十分まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前） 出入口の数 四か所 位置 図面省略

（変更後） 出入口の数 四か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

令和七年一月十日

ニ 届出年月日

令和六年五月九日

二 縦覧期間

令和六年五月二十四日から令和六年九月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県秩父地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年五月二十四日から令和六年九月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第六百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和六年五月十七日認可した。

令和六年五月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

葛西用水路土地改良区

二 事務所所在地

埼玉県幸手市

告 示

埼玉県告示第六百十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年五月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

総合指揮支援システム機器等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和12年2月28日（木）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部警備部危機管理課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度係 二瓶 電話048-832-0110 内線2249

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法及び問合せ先

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
警備部危機管理課 電話048-832-0110 内線5826

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年7月10日（水）午前9時55分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年7月9日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年7月10日（水）午前9時55分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和6年7月10日（水）午前10時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和6年7月3日（水）午後3時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、上記2(5)に定める競争入札参加資格については、納入する物品について機能証明書等を作成し、令和6年7月3日（水）午後3時までに3(3)の場所に提出し、確認を得なければならない。

なお、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 6 年 6 月 5 日 (水) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話 048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of comprehensive command support system device
- (2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 9:55 a.m. July 10, 2024 By registered mail; 5:00 p.m. July 9, 2024 In person; 9:55 a.m. July 10, 2024
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2249

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、昭和五十年二月十七日第九十三号で位置の指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和六年五月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

	取消 番号
第一号 建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定の取消しに 係る道路の種類
令和六年五月十五 日	指定の取消しの 年 月 日
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保六千五百一、六千五百二十 二(の一部)	指定の取消しに係る道路の位置
十・七〇	指定の取消しに 係る道路の延長 (単位メートル)
四・〇〇	指定の取消しに 係る道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県収用委員会告示第一号

埼玉県収用委員会

埼玉県収用委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年五月二十四日

埼玉県収用委員会会長 久保村 康 史

埼玉県収用委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県収用委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程（令和五年埼玉県収用委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第三十条の八」を「第三十条の六第四項」に改める。

附 則

（施行期日）

この告示は、令和六年五月二十七日から施行する。

正 誤

埼玉県人事委員会規則二二―一四三（令和六年三月二十九日第五百二号）中訂正

ページ 行

一 前から三十

誤

「、主任」

正

「並びに主任」